

第4号様式（第10条関係）

会議録（要旨）

会議名	令和7年度第1回武蔵村山市介護保険運営協議会
開催日時	令和7年7月9日（水）
開催場所	書面開催
出席者及び欠席者	出席者：矢野委員、後藤委員、吉井委員、横山委員、神崎委員、栗原委員、菅原委員、進藤委員、田村委員、大塚委員、松林委員
議題	協議事項 地域包括支援センターにおける開所時間の変更について
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	協議事項 地域包括支援センターにおける開所時間の変更について、承認することとする。 『協議事項 地域包括支援センターにおける開所時間の変更について』 事務局：書面にて説明し、11委員全員から同意があった。 以下 書面での質問に対する事務局からの回答 委員：資料に記載されている苦情については、本格稼働すれば解消するものであると考える。今後市民から本件に対する要望等があれば、これまで同様丁寧に受け止めていただきたい。 事務局：市民から要望等あれば、丁寧にかつ迅速に対応していく。 委員：引き続き開所時間について、市民への周知をお願いする。 事務局：今後も引き続き市民へ周知を行う。 委員：終了時間の訂正はないが、介護保険のパンフレットには『～17：15』とあるが午後5時が正しいと理解してよろしいか。 事務局：資料の誤謬であり、午後5時15分が正しいので、訂正をお願いする。 委員：今後も木曜日のみ午後7時まで延長する利点はなにか。また午後5時までとしたときの欠点はないか。 事務局：令和6年度の実績をみると、木曜日の夜間相談件数が54件あり、木曜以外の曜日が140件で、他の曜日と比較すると木曜日の相談件数が多い。市役所が木曜日に一部窓口を夜間開庁していることも影響しているものかと推察される。 夜間の時間帯で一定の相談の需要があることから、市役所の開庁時間に合わせ、開庁するものである。 今後、開庁時間が午後5時15分までとしても、引き続き、緊急的な対応については高齢福祉課と包括支援センターと連携し対応に当たる。
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	終了

会議の公開・ 非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	傍聴者： 0 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開	
<input checked="" type="checkbox"/> 非公開	※一部公開又は非公開とした理由	
	書面開催のため	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示)
	<input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：	
<input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)	

庶務担当課	健康福祉部高齢福祉課 (内線：632)
-------	----------------------

(日本産業規格A列4番)